

令和5年 第10回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和5年10月10日（火曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第10回会議議事録

1 開催日時 令和5年10月10日 午後1時30分

2 開催場所 月夜野農村環境改善センター

3 出席委員 18名

1番委員	櫛 渕 武 重	2番委員	近 藤 民 治	3番委員	内 海 博 光
4番委員	林 功	5番委員	片 野 羊 二	6番委員	青 柳 健 市
7番委員	鈴 木 保 雄	8番委員	中 島 博 恵	9番委員	須 藤 栄 寿
10番委員	阿 部 均 司	11番委員	藤 井 好 博	12番委員	庭 野 明
13番委員	阿 部 敏 男	14番委員	原 澤 幸 好	15番委員	原 澤 章
16番委員	田 村 隆 司	17番委員	高 橋 品 子	18番委員	戸 澤 奈実恵

4 欠席委員 1名

19番委員 中 島 エ リ

5 議事録署名委員

3番委員 内 海 博 光 4番委員 林 功

6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名

事務局長 中 澤 聡 書記 伊 平 憲 幸 書記 我 妻 園 華

7 会議に附した事件

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第41号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）
議案第42号 農地に該当しないことの証明願について

協議事項・報告事項

その他

8 会議の成立

農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理原澤章開会を宣す。

顛 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に3番内海博光委員・4番林功委員を指名し議事に入る。

それでは、議事に入りたいと思います。

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より一括説明がございます。

事務局	１ページをお開きください。 議案第３８号 農地法第３条の規定による許可申請について、次のとおり、農地法第３条の規定による許可申請があったので、決定を求める。 別紙、記入事件、２件。 次のページをお開きください。 ◇（議案書・順次、朗読説明） 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 これより番号１番から審査に入りたく思いますが、地元の委員さんの調査報告をお願いしたく思います。よろしくお願いいたします。
１０番委員	１０番の〇〇地区担当の阿部です。 農地法第３条の申請事案について報告をいたします。 １０月３日に譲受人立会いの下に現地調査をしてきました。場所なんですけれども、〇〇の反対側、約５０ｍぐらいのところにあります。譲受人の経営する〇〇なんですけれども、右隣のところが〇〇で、その隣ということです。その隣が住宅地で、ちょうど事業所と住宅に囲まれた一角の農地になります。 譲渡人が、家庭の都合上耕作できないため、親戚関係である譲受人に譲渡することに決めたそうです。譲受人は、取得した後に、家庭菜園として耕作するということです。 なお、申請地が譲受人の事業所の横にあるため、仕事の空いた時間に從事するとのことでした。 なお、周辺農地への支障、障害はありません。 よろしくご審議のほどお願いをいたします。
議 長	ありがとうございました。 ただいまの説明につきまして、皆様のほうでご質問、ご質疑あったらお願いしたいと思います。 （「なし」の声） なしの声がございますが、いかがでしょうか。 質疑がないようですので、議案第３８号の１の案件は許可でよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声） 異議がないので、許可といたします。 続きまして、議案３８号の２、農地法第３条の規程による許可申請について、担当委員の方、現地の調査報告をお願いいたします。
１４番委員	１４番の〇〇担当の原澤です。 この間、１０月８日に現地調査を行いました。 現地は自宅から南方へ８分ほど歩いたところなんですけれども、この近辺は全部農地になっています。その下に、〇〇さんがこの間農地を借りたんですけれども、この上なもので、続けて規模拡大で農地を拡大する、そういうことらしいんですけれども、イノシシが出て、今年耕作したんですけれども断念して、

町に電柵を発注して、電柵を随分巡らせてから本格農地を耕作したいと、そういうことなので、このような現状なんですけれども、放棄農地とほぼ同じです。だから、計画では、電柵を全部巡らせてイノシシを排除してから本格的に耕作したいという〇〇さんの意向です。だから、この傾斜の土地も、今まで〇〇が借りてトウキビ栽培していたんですけれども、廃業したものですから、その後はみんな今の状態で、放棄農地になっていました。だけれども、この間のですから一緒に作りたいという〇〇さんの意向です。

それで、あのとおりめぐりは全部農地なんですけれども、放棄農地になっているから、耕してもらえれば農地として助かるかなと思って、私は見てまいりました。

だから、〇〇さんには頑張ってもらって、維持管理してもらえばよいかなと、そういう考えです。

皆さんのほうのご審議のほどをよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

荒廃農地で、〇〇さんのほうで耕作していただければ、周辺の影響もないというようなご説明をいただきました。

皆様のほうから、いかがでしょうか。ご質問あったらお願いいたします。

ないようですので、許可とすることでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議案第38号の2の案件は、許可といたします。

続きまして、議案第39号のほうに移るわけですが、ここで私の担当地区の案件がありますので、職務代理の原澤さんに進行のほうをお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

職務代理

続いて、議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より一括説明がございます。お願いします。

事務局

失礼します。

3ページをお開きください。

議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙、記入事件、1件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしくお願いいたします。

職務代理

ありがとうございました。

議案39号農地について、担当委員より調査結果の報告をお願いします。

1 番委員

1番の〇〇地区担当の櫛渕武重です。農地法第4条の、今補足説明もありましたが、4条申請について報告させていただきます。

10月7日に現地を訪れまして、申請者の〇〇さんにお話を伺ってまいりました。

場所は、〇〇から北というのか、〇〇のほうに向かって行って途中なんです

が、メーターちょっと分からないけれども、200メーターから300メーターぐらいあるところでございます。

職業は〇〇ということでございまして、それから4の1、5の1と書いてあるんですが、ここが農地になっていまして、真ん中は申請していないんですけども、そこにはもともと家が建っておられまして、そこは宅地になっているそうです。

一括で全部一帯だなあと思ったら、そこは宅地になっているので除外してありますと、両方が畑になっておりまして、そこまでをしたいということの案件でございました。

それから、その区域は行政で指定されておられます用途地域、住宅地に関係しているので、転用されてもこれは致し方ないかなということと、ご覧になっていただいても分かるように、周りは全然耕作されていないので、耕作者とか隣接者にご迷惑をかけるようなことはないと思っております。

そういうことで、以上をもって、これは5条案件にもまた同じ場所が出てくるので、そのときにまた違った皆さんにご審議を仰ぐと思いますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

職務代理

ありがとうございました。

調査報告の説明がありました。何か質疑等がありましたら、よろしくお願いいたします。

(「なし」の声)

質疑がないということで、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、議案第39号は許可相当といたします。

続きまして、議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局より一括説明となります。お願いします。

事務局

5ページをお開きください。

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙、記入事件、3件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、3件について、よろしくお願いいたします。

職務代理

事務局の説明は終わりました。

番号1について、担当委員の説明をお願いします。

1 番委員

1 番の〇〇地区担当の櫛渕武重です。

場所も申請もしていただいた場所、全部4条のときと同じでございます。また、今事務局からご丁寧な説明をいただいたので、重複する可能性もありますが、そのようなことで、4条のときはお母さんの申請ですが、5条になりまして、せがれさんの申請に上がっております。通常こういうことはどうなのかな、4条でお母さんのやったら、一括でこんな面倒くさいことしなくてもいいんじゃないかと言ったのが俺なんです。その辺をもし皆様のほうでも思いであっ

たら、事務局にお尋ねいただければと思っております。

説明していただいたので、事務局には丁寧な説明をしていただいたので、私のほうから割愛したいと思っております。

以上です。

職務代理

ありがとうございます。

この件について質疑等ございましたらお願いします。

1 番委員

やっぱり4条でやって5条でというの、その辺の説明を。もしこういう案件が出てきて、やっぱり4条でやられてまた5条でやりますかと、やっているのかなというような部分があれば、事務局説明できるなら。

職務代理

いかがでしょうか。

事務局

失礼しました。

本来であると、まず4条で申請したのは母親の土地を確実に販売できるということ、めどが立ったので、住宅用地として販売できるという確実性があったので、それで今回4条ということでお諮りしました。

本来ですと、こういった土地については、ハウスメーカーさんとか不動産業者さんが一括で買って、5条で決めている件が多いんですけども、今回5条でやりますものについては、住宅の用途で確実に売れるということで、あとは実際には事業の実施主体は、母親が一括してお金を出して、土地の整理に係る費用ですとか一式で持っているので、それで今回こういう状況ということで、一括で計上しております。

以上です。

職務代理

分かりましたか。

事務局

すみません、補足なんですけれども、一言だけ。

お話ししたとおり、事業者が誰かというところで決まるようなケースです。

今回特殊なのは、住宅用地で確実に売れるかというのが、住宅メーカーや不動産屋が入る材料が、一つの問題になります。ただ、場所柄的に、住宅化が進んでいるところ、周りに農地がないということから、住宅メーカーが販売しても、個人が販売しても確実だろうというケースなので、個人が直接住宅を造成して販売するというのであれば、それは4条という意味合いです。

このせがれさんの部分はどうかといったら、せがれさんはせがれさんで、例えばその部分を事業主として、宅地造成するものを自分の自己資金として出せば、同じように4条でできるんですけども、お母さんが事業主として、お母さんが一括して事業費を払う、貸借する形だと、なっているという、ところなので、その部分についてはお母さんが事業主で、所有者からすると、息子さんの部分については、その人に譲り渡して受理をするという解釈になることから、せがれさんの部分は5条でしなさいというのが群馬県の指導です。解釈としてはそういうことです。

以上です。

職務代理	よろしいでしょうか。 ほかに何かございますか。大丈夫ですか。 なければ、議案第40号の1を許可相当として認めてよろしいでしょうか。 (「はい」の声) それでは、議案第40号の1を許可相当と認めます。 続きまして、議案第40号の2について、担当地区の委員の調査報告を求めます。
8 番委員	8番の〇〇地区担当の中島です。 申請地は〇〇よりちょうど〇〇方面に200mぐらい進んだ左側になります。 10月4日、現地を調査し、当日譲渡人に場所の確認を取りました。 譲受人が冬季間用に車庫を建てたいとのことでした。 申請書、見積り書、設計書、資金等は確認できました。許可が下り次第着工し、今年の冬には車庫にして使いたいとのことでした。つきまして、転用の目的は確実かと思われます。 申請面積は170㎡、うち建物面積が29.7㎡で、ちょっと申請面積の割に建物面積が少ないと思われる方もいるかもしれませんが、それはこの地の独特の理由で、多分冬の雪捨て場にも使ったりするのではないかと思います。 周辺に農地はございません。したがって、営農条件及び付近の農地、作物への支障はありません。 その他、想定される懸案事項は見当たりませんでした。よろしく審議お願いいたします。 以上です。
職務代理	ありがとうございます。 担当委員さんより調査結果の報告がございましたが、番号2について質疑等がございましたらよろしくお願いいたします。 特になければ、許可してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) 異議がございませんので、議案第40号の2の案件は、許可相当といたします。 続きまして、議案40号の3について、担当委員より調査報告をお願いします。
9 番委員	9番、〇〇地区担当の須藤です。よろしくお願いいたします。 農地法5条の調査に行っておりましたので、報告いたします。 申請地は、〇〇より北西、およそ直線で300mぐらいのところ。10月7日に現地調査に行っておりました。 これは現在〇〇さんが住んでいるということが分かりましたが、その隣の〇〇さん方と共に、全然住んでいなかったんですけども、その家の間、11平米ということで細長いんです。これは、〇〇さんが一番先に相続して、賃貸契約を結んで今後も使いたいということでもあります。現実、これ農地には向かないというか、できないところです。家と家の間でした。入っていけないのが当然であります。

ということなので、そのように使っていただくことになろうかと思うんですが、現実、周りに農地とか家庭菜園はありませんので、農地として周りに被害がある、そういうことはないと思受けられます。その他の環境、農地についての被害はないと思います。

よろしくお願いいたします。

職務代理

ありがとうございました。

ただいま担当委員さんより調査結果の報告ございましたが、番号3について質疑等ございますでしょうか。

(「なし」の声)

質疑等なければ、許可ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

異議ありませんので、議案第40号の3は許可いたします。

ここで議長を会長に戻させていただきます。

議 長

職務代理、ありがとうございました。

前に進めます。

議案第41号 農用地利用集積計画、一括方式について、事務局より説明がございます。

お願いいたします。

事務局

7ページをお開きください。

議案第41号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

別紙、記入事件、1件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

畑の使用貸借の通年4,872㎡、利用権存続期間は10年4,872㎡、合計も4,872㎡です。

貸し手は2戸、借り手は1戸でございます。

9ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、皆様のほうからご意見、ご質疑ございましたらお願いします。

ないようですので、承認いただくことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

では、議案第41号は承認といたします。

続きまして、議案第42号 農地に該当しないことの証明願について、事務局より説明がございます。

事務局 10ページをお開きください。
議案第42号 農地に該当しないことの証明願について。
次のとおり、農地法の転用についての規定に基づき証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する農地でないことの判断を求める。
別紙、記入事件、2件。
次のページをお開きください。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
これにつきましても、1番から順次審議したいと思いますが、これにつきましても担当地区の委員さんに調査をお願いしてございますので、報告をお願いしたく思います。

9番委員 9番の〇〇地区担当の須藤です。よろしくお願いいたします。
10月7日、現地調査に行っていました。
先ほど補足説明にもありましたように、〇〇のこの〇〇さん、〇〇さんが相続ということで、ここは既に道路であって、舗装されているところだったんですね。だから、周りに農地もないですし、環境的に問題はないと思います。
1番が2つありますが、これ続いちゃっているところなので、ひとつお願いしたいと。1番、2番ともをお願いしたいと思います。
以上です。お願いします。

議長 ありがとうございます。
59年3月に道路になっているということで、税制上も公衆用道路ということで税のほうは取っていないので、図面上残っているというようなことでよろしいでしょうか。
お願いいたします。

6番委員 6番、青柳です。
町が登記しなかっただけで、非農用地でやるべきではなくて、登記しなくちゃならない。自分たちで。農業委員会が非農用地として出したって、公衆用道路という地目つけて、個人の名義から町の名義にする案件だと思いますけれども、農業委員会で非農地の証明出すって、何か該当しないような気がするんですけども。

議長 ただいまの質問、いかがでしょうか。

事務局 先ほどの件、青柳さんのお話しするとおりなんです。
今回、〇〇さんの相続に伴い、出てきちゃったんです。県のほうに相談したんですけども、一応県のほうとしては非農地の判断しなさいと。事情があって、恐らく町道に認定されたのが59年で、その前に併用林道もしくは〇〇がこの上に水路を造るのに工事用道路として実際に拡張されて、その部分に道路敷になったまま、町が譲与を受けたんじゃないのかなと思われます。

よく言う道路内民地ということで、地域整備課のほうでもお話があったところから、随時に進めているんですけども、今回の話についても、一応道路台帳上に含まれるという確認はさせていただいた上で、当然話して、うちの方で非農地にするよという話をさせていただきました。

相続上の話なのか、その辺、代理で町がやるべきことなのかと思われませんが、農業委員会としてはその辺を促した上で、今回非農地の判断をさせていただくという形。今まで農地台帳に載っていますので、今回については外で載っていると、判断で農地台帳から外すという行為をさせていただきたいと思います。ご了承いただければと思います。

以上です。

議 長 青柳さん、いかがでしょうか。

6 番委員 別にいいですけども、本来、分かった時点で、町が売買契約とかそういうのでなければ、行き止まりの道路じゃなければ、寄附行為で町に所有権移転とか、そういう処理でしないと、後のち問題になると思う。

事務局 前と違って、所有者から、農地じゃない証明を求められちゃったというところがあるので、それに対して、第三者機関として農業委員会がお答えする必要があるのかなと思って、今回案件として受理させていただいたというところでございます。

申しわけないです。よろしくお願いします。

議 長 うちのほうに温泉センターがあるんですが、俺の家の上のほうに〇〇が、〇〇があるんですけども、もともとあそこのところは、登っていくところが林道でございまして、その後温泉が出て、今度は町道に拡幅されちゃったんです。なものですから、結局、公衆用道路ということで、俺 2, 〇〇〇平米か幾つか出しているんですけども、そういうふうにやって、今も公衆用道路でそのまま、何もあれしないし、相続のときに公衆用道路だとお金取られるんですよ。税金のほうは免除されているけれども、相続のとき、登記するのにお金取られます。ですから、こんなとこ町の町道だから、町のほうで、とらねえか、という話をしたんですけども、いえ、あのという返事をいただいております。なかなか引き取ってもらえないんです。

そんな話を、これは全くダゴウシャクですが、そういうような経緯もあって、ちょっと今引っかけたんです。個人的に引っかけたものですから、ちょっと質問しました。

皆さんのほうから何かご質問があればお願いしたいと思います。

どのような方向に、これを承認という形にもっていきたいんですが、いかがでしょうか。お諮りいたしますが。

よろしいですか。

それでは、議案第 4 2 号、番号 1 番は承認といたします。

続いて、議案第 4 2 号、番号 2 番の農地に該当しない説明について、調査報告をお願いいたします。

9 番委員 9 番、須藤です。

	続いて、2番の〇〇です。 ここも10月7日、現地へ行ってまいりました。 非常に入り口からちょうど分かりづらいところなんですが、〇〇を過ぎた所から入っていくところなんですけれども、直線距離にすれば100メートルぐらいなんでしょうけれども、ちょっと分かりづらいです。この農地の隣に、少し家庭菜園を作っている方がいるんですが、農地と言っても木が立っていて、ここ農地ですかって見れば言われるような所でございます。 そんな状況なので、周囲、環境に農地の影響はないと思われます。 というふうに思いました。よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。調査報告をいただきました。 皆様のほうからのご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。
15番委員	非農地の理由のところに、平成22年1月とありますけれども、それまで何か作られていた。でも木々が立っている……
事務局	22年の1月からということで、農地パトロールで当時の推進団が判断したと思います。
議 長	はい、原澤委員、いかがでしょうか。 ほかに皆様のほうからご質問ございますでしょうか。 なければ、これにつきましても、承認ということでよろしいでしょうか。 (「はい」の声) では、議案第42号の番号2は承認といたします。 続きまして、協議事項、報告事項に移らせていただきます。 皆様のほうから報告やらご質疑があったら、挙手をお願いいたします。 なければ、事務局、何かお持ちでしょうか。
事務局	協議事項、報告事項、特に用意はありません。
議 長	以上で議事、報告事項の全てを終了いたしたいと思います。
閉 会	みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子閉会を宣す。

〔午後2時23分〕